

令和7年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和7年6月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年6月13日	9時30分	議長	江口孝二	
	閉会	令和7年6月13日	11時32分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大鋸美里	出	7番	竹下泰信	出
	2番	森田政則	出	8番	田川浩	出
	3番	峰正雄	出	9番	所賀廣	出
	4番	江口孝二	出	10番	川下武則	出
	5番	山口一生	出	11番	坂口久信	出
	6番	待永るい子	出			
会議録署名議員	9番	所賀廣	10番	川下武則	11番	坂口久信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	健康増進課長	中溝忠則		
	副町長	毎原哲也	環境水道課長	川崎和久		
	教育長	岡陽子	農林水産課長	片山博文		
	総務課長	津岡徳康	税務課長	羽鶴修一		
	財政課長	西村芳幸	建設課長	安本智樹		
	企画政策課長	江口薫	会計管理者	森川陽子		
	商工観光課長	萩原昭彦	学校教育課長	與猶正弘		
	町民福祉課長	田崎哲次	社会教育課長	西田一夫		
子育て支援課長	田古里哲也	太良病院事務長	井田光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年6月13日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 報告第1号 令和6年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第36号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第37号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第38号 太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第39号 長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間77k344m付近津ノ浦橋補修工事の施行に関する協定の締結について
- 日程第11 議案第40号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第41号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第42号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第43号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第44号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第45号～議案第46号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第45号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 議案第46号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第 1 議案第 31 号

○議長（江口孝二君）

日程第 1. 議案第 31 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第 31 号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第 2 報告第 1 号

○議長（江口孝二君）

日程第 2. 報告第 1 号 令和 6 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、以上、報告第 1 号を終わります。

日程第 3 議案第 32 号

○議長（江口孝二君）

日程第 3. 議案第 32 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○ 8 番（田川 浩君）

第32号について質問しますが、今回会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、会計年度任用職員の給料表の改正ということで出ておられると思いますが、具体的にまず概要を教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

これにつきましては、3月議会のときに一般職の職員の給与の改正案を可決いただいたわけでございますけれども、それに連動いたして給料表の1級の部分で会計年度任用職員が準用しておりますので、その部分の改定をするものでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

新旧対照表のほうを見せてもらいますと、1号給から37号給までありまして、この1号給で言いますと、16万2,100円から今回18万3,900円ですか、上がっております。2万1,800円ぐらい上がっているということで、昇給についてお伺いしたいんですけど、この間の一般質問で職員さんの場合は年に1回昇給があって大体4号給上がると。人事の査定によっては6号給上がったり8号給上がったりされる方もいる可能性もあるということでしたけれど、この会計年度任用職員さんの場合はどういった方法で昇給があるのかについて、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

会計年度任用職員の昇給の幅につきましては、一般の職と同じでございます。1年につき4号でございます。ただし、給料の幅が1級の一部のみを使っているという都合上、一般職の場合は1の1から1の93までございますが、会計年度任用職員は1の1から1の37でございますので、その幅で年に4号給昇給してもそのままずっと、会計年度任用職員というのは一応1か年度ごとの契約でございますけれども、良好に勤務をされた場合はそのまま継続して勤務されることもあるということもありますので、順々に給料が上がっていくということとはございますが、1の37まで到達したらそれ以上は上がらないというような給与体系でございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

そうしましたら、会計任用さんというのは継続して働く環境は短うございますけれども、つまり通算されてずっと号給が上がっていくということですかね。

○総務課長（津岡徳康君）

お見込みのとおりでございます。

○7番（竹下泰信君）

9 ページの下の欄の備考のところに、この表につきましてはフルタイム会計年度任用職員に適用すると、ただし第29条に規定する会計年度任用職員は除くということになってますけれども、この29条に規定する職員はどういう方を示すのか質問をしたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

すいません、勉強不足で申し訳ございません。後で回答させていただきます。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第4 議案第33号

○議長（江口孝二君）

日程第4．議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第34号

○議長（江口孝二君）

日程第5．議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第6 議案第35号

○議長（江口孝二君）

日程第6. 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第7 議案第36号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 議案第36号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（待永るい子君）

この条例の中に勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとありま

すけど、これは具体的にどういうことを考えたらいいんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

申し訳ございません。質問を聞き漏らしておりました。もう一度申し訳ございません、よろしくお願ひします。

○6番（待永るい子君）

1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は部分休暇が出せるということで、勤務しないことが相当であると考えられるようなことはどのようなことでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えします。

第23条の2の3行目のところでございますですかね、ここの勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であるという、この勤務しないことが相当とは何ぞやということですね。

これにつきましては、子育て中の子供さんで子を養育するために勤務を一時抜けざるを得ないよねということを担当の課や課長が認めた場合ということになると思います。具体的に言えば、子育て部分休暇というのはいわゆる小1の壁というものがあって、保育園の時代までは朝7時から延長保育で夜7時まで子供を見てもらえた。でも、小学1年になったら始業時間はともかく、小学の1年生というのは大体3時ぐらいにはもう放課後になってしまうということで、その間親が仕事を終わるまで誰が見るのというときに、今は放課後児童クラブという選択肢もありますけれども、特に都市部では放課後児童クラブとかは希望しても入れない場合があると。そういった場合は、こういった制度を用いて、親が早上がりをして子供の面倒を見るというようなことに対応するための制度でございます。したがって、そのところで勤務しないことが相当であるというのは、そういった事情を酌み取って子育ての部分休暇を与えるというような趣旨のものでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

そしたら、例えば1か月に1回とかじゃなくて、ずっと連日続くということも考えられるということでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お見込みのとおりでございます。そういったことで、小学校1年生までの間は、例えばずっと誰も見る人がいないという場合はずっとこの休暇を取ることがあると思います。それだとしてしっかり働いている人との不公平じゃないかという話があると思いますけれども、そのところは勤務しなかった分は給料が減らされる、無給になります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

もう一つ、3歳から3歳に満たないというところ、小学校進学開始という条例がもうちょっと前の8条の中にあるということで、今の説明だったら学校に行ったら保育園と違って早く帰ってくるから誰も見る人がいないと見ないといけないと。だけど、それは国が決めたことなんですけど、1年生だけじゃないですね。下学年のときは早いと思うんですけども、そういうことは考えてらっしゃいませんか。1年生までだから多分2年生になったらその部分休暇、それは取れないということなんですよね。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

お見込みのとおり、2年生とか3年生だって同じじゃないかという議論はあると思いますけれども、特にこの制度は保育園から小学1年生に上がったときのショックを和らげるための1年間というふうな制度だと私は認識をしております。1年間あれば放課後児童クラブの空きのほうとか児童館とかを選んだりとか、対応策がまだ取れるんじゃないかということでの猶予期間での1年という意味もあるのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

条例で定める分はいいんですけど、とにかく役場に来てくれる女性の方が育児休暇とか、子供が何かあったときにすぐ休むというか、短時間だろうが何だろうがちょっと行かせてくださいという、そういう環境をつくってやるのが大事かなと思うんですけど、そこら辺は総務課長、どうですか。

○総務課長（津岡徳康君）

まさにそういうふうにするように国のほうからお達しが来て、なるべく子育てしやすい環境を整えなさいというようなことで制度上つくっているところでございます。昔に比べますと産休や育休は大分役場の中でも取りやすい文化が出来上がってきているのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

そこら辺は今、課長さん、皆さん来ているんで、とにかくどこの課に女の子がいても町長の一丁目一番地の子育て支援っていいですか、太良町で子育てをしてよかったって思われるようにどの課もそういうふうにして、役場で働いとしても一杯子供さんがつくれるという、そういう環境をぜひ実現してもらいたいなって思いますんで、町長、どうでしょう。

○町長（永淵孝幸君）

これは女性に限らず男性も一緒ですね。ですから、子供を育てる人が育てやすい環境というのは当然のことであって、今、国がやっとなんかそういう動きをされているわけですね。

町では、そういう子育て支援はいろいろな意味で国より先だってやっております。そうい

ったことで、ほかの各課の課長に限らず係長も含めて、職員が子育て支援をするような環境を整備していくというふうなことには取り組んでいきたいと、当然のことでございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

この議案第36号につきましては、提案理由の中にも書いてありますように、職員の仕事と生活の両立支援の拡充のためにこの案を提出するというところで、22ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、22ページの中ほどに介護について介護の両立支援制度の請求等が云々とありますけれども、その中で次に掲げる措置を任命権者は講じなければならないということで3点挙げてあります。

職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置ということで3点書いてありますけれども、この3点についてどのような対応をされていくのかお尋ねしたいと思っております。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

取りあえず条例では国どおりにつくったというところで、これにつきましては今後、具体的に対応を検討していくことになると思っております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

これに記述してありますとおり、ぜひ職員のほうにも徹底をして、この介護制度が円滑にいくように対応をお願いしたいと思っております。

○11番（坂口久信君）

ここに関連しまして、役場ん中がどんどんやって進むかを教えんと、町内の企業あたりがどういうふうな状況じゃい、あなたたちは全く知らん、まだ知らんと思うばってん、その辺の普及、効果、ぜひ町内のいろんな企業さんあたりの人たちがそういう状況をつくっていくような努力をしていただきたいと思っておりますけれども。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

まさにおっしゃるとおり、民間は厳しいので、なかなか役場がやっているからということでも右へ倣えというわけにいかないところがあると思っておりますが、まず太良町の中でも組織も大きくて人員も多い役場から始めていくというところで、だんだん民間事業者さんもそれに倣っていくような流れに、町の中や社会がそんなふうに流れていくようにするために、恐らく公務員から先にやらせようとしているんじゃないかというふうには思いますので、その点を踏まえて私たちが適正に制度を守っていききたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

その辺はぜひPRというか、せっかくよか制度がでけるとるわけやけんが、それを町内に広げんことにはじき言われるったい。公務員だけ、太良町役場に勤めとる職員だけよかよというごたっ格好でさ。その辺な徹底してしていただければと思います。答弁要りません。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第36号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第37号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第37号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第37号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第38号

○議長（江口孝二君）

日程第9．議案第38号 太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第38号 太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第39号

○議長（江口孝二君）

日程第10．議案第39号 長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間77 k 344m付近津ノ浦橋補修工事の施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

第39号について質問したいと思います。

これは大浦駅から土井崎の信号所の間にある津ノ浦橋の補修工事ということで、1億800万円ほどの協定を締結するということですが、まずこの津ノ浦橋の橋梁の長さ、これというのは大体何メートルぐらいあるんですか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

橋長については16.1メートルとなっております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

16.1メートルということでしたけど、このJRの線路に係る工事というのは、もう非常に民間の感覚からすると高価だと、高いということが言えると思いますけど、いい機会ですのでこのたび教えてもらいたいんですが、普通の工事を出す場合には入札とか、例えば指名だ

ったり公募だったりして、その中から選びますよね。このJRさん、線路に係るような工事の場合はどういったやり方でやって、この金額が決まるのか。例えば、何者が競合してやるのか、それとも1者で決まってしまうのか、普通の入札と違うと思いますので、そこら辺を教えてくださいませんか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

今回、JRが軌道の中が特殊車両基軸車といって、普通の高所作業車のトラックにレールがついたやつを踏切から入れて作業をすると、当然夜間作業がその分は主になっていきます。どうしても安全面とかを考えれば、普通うちの道路、橋梁をする、町道橋のほかのJR以外の方ですけども、そことすれば全然そういった架設費がかなりの高額になるということで、運行自体も結構危険性を伴いますので、人がいっぱい乗って乗車されるので、そういうところも考慮して、なかなか作業時間が長くなるということで高額になっていると思っております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

その入札のシステムというか、そこなんですけど、それについてはどうですか。

○町長（永淵孝幸君）

このJRの工事というのは、今議員が言われるように、我々の感覚からすればかなり高いんですよ。何でかと言うと、JRはマル特業者といって、JRが抱えた特定の業者にまず仕事を発注していくわけですね。ですから、一般、例えば町内の方が参加しようとしても入れないわけです。そして、先ほど課長が言いましたように、列車は人を運ぶところの施工になっていくもんですから、人に被害が及べば大変なことになるというようなことで設計単価も高いというお話を聞いたことがあります。

しかし、今は特急も走ってないわけですね。だから、そこら辺の設計がどのようになってきてこうなってるのかと具体的には私も聞いておりませんが、高いなという思いはしております。架け替えなら話は分かるんですけども、16メートルぐらいの橋の補修で1億円以上かかるというのは異常じゃないかなと思っておりますので、そこら辺は地元の協会あたりもしっかり見てもらって、そしてJRとも話をしてもらいながら、安く上がるような方法を考えていただくようなことは双方に相談をしながら取り組んでまいりたいと思います。あまりにも高いんですよ。ですから、そういったことでこのJRの工事については今後しっかり我々も言うところは言うていかにやいかんのかなという思いをしております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

すいません、私も始めは架け替えと思っていたんですよ。強靱化の部分は、ただの補修って言えますか。ですので、高いなと思って。それと、長崎本線はもう3年前に新幹線が通っ

て、ここのレール管理等は管理センターがやっているんですけど、結局はJRさんのほうにお願いしなきゃいけないってことになるんですけど、関係の会社にですね。それで、本数とかですもんね。電車の本数とかも減ってますので、何とかこの工事費も減らしてもらえないかなと、民間的な感情としてありますので、そこら辺もまた機会があれば言ってもらえたらと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

私も同じような意見ですけども、この町長の提案理由の中に、佐賀、長崎の鉄道管理センターと九州旅客鉄道株式会社と協定を締結するという事になってますので、その協定の中に今言われたような内容をぜひ入れていただいて、なるべく少ない経費で済むような対応をしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

先ほど田川議員に答弁しましたように、高いと私も思っております。ですから、ここら辺はJRの佐賀・長崎の鉄道管理センターですか、この辺と話をしながらしていく必要があるのかなと思っております。

しかし、JRが決めて自分たちが設計されるわけですね。ですから、我々が設計主じゃなくて、全部自分たちで設計して、そして自分たちが入札をして、それもJRの存続の業者に発注という形になっていくわけですよ。ですから、下請も簡単には地元ではできません。安全管理をするようないろいろな条件がございますので。ですから、先ほど私は地元の業者を含めて、そこら辺はJRにも物申すじゃないですけど、こういったところもうちにも委託に入らせてくれんかというような形でやっていかんと、丸々JRが抱えた業者がやっていって、安全にやらなくちゃいけないというのは分かるわけですよ。それは我々の全ての工事だって安全管理費とかを見ながらやっているわけですから。

しかし、このJRに私も以前から踏切を改良したこともあります、江岡のほうでですね。そういったところよりもかなり高いわけですよ。ですから、不信じゃないですけど、JRの設計がどのようになっているのか、北町にしても一緒ですね。高いんですよ。ですから、JRには高いですよと、もう少しどがんかならんとですかねというお話をしていきたいと、このように思っております。

以上です。（「ぜひよろしく願います」と呼ぶ者あり）

○11番（坂口久信君）

それに関連してですけども、例えば独禁法に引っかかるとか、そういう問題も出てくるっちゃなかかという気は、聞きよりますとせんでもなかとですよ。その辺の話合いとかなんとかがたまにはありよつとかなと思っておりますよ。例えば、課長が言うごと、今までずっとそぎゃんしてきとっけん分からんじゃなかつですよ。分かりやせんばってん、例えばそうい

うあれあたりも提案というか、それが独禁法に引っかかるかどうかは別として、そがん話あたりはどがんかなと思ってですよ。もうあまりにも金がJRに取られてしまうというような状況やけんですよ。その辺は何か相談する窓口があるのかないのかですね。あれば幸い、ひよっとすればいろんな話合いができるんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

私も以前、これは独占禁止法に引っかかっちゃなかかかって思ったことがあります。自分たちが設計して自分たちが施工して、その分を町に負担金としてもらおうと。ちょっとおかしかねと、普通の我々が一般工事をして入札をしていく上でも。一般競争入札でもやってもらえばいいんですけど、そこもないというふうなことで、ここら辺はこの佐賀・長崎の鉄道管理センターまで行って、その辺はどういうふうになっているのかということ相談をしながら、見直されるべきは見直してもらって、本数も減ってるわけですよ。一概に独禁法に反していない状況の中で、単価も全く変わらなかったというのもおかしいと私は思っておりますので、そこは相談をやっていきたいと思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

こういう問題は特にもう上下分離方式とかなんとかになってしもうとるわけですが、ぜひ県ともそういう状況を話していただいて、できるというのは別にして、県がどういう回答をするのか、その辺は聞いていただければ幸いかと思います。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

毎年県の道路メンテナンス会議という会議があります。その中でもJRさんの積算の問題とか、結構議題に上っております。その都度JRさんのほうにも申入れをしてもらってるんですけども、なかなか金額が適正なのか分かりませんが、そういう提示がされないという状況でございます。毎年そういったことで、会議の席でもJRさんのほうには県全体として申入れはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第39号 長崎本線肥前大浦～土井崎（信）間77k344m付近津ノ浦橋補修工事の施行

に関する協定の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第40号

○議長（江口孝二君）

日程第11. 議案第40号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（森田政則君）

漁業関係につきましては毎年いろんな面でサポートをしてもらって、本当にありがとうございます。

29ページの水産業総務費についてですけども、18番の負担金のところで水産多面的機能発揮対策事業費補助金というのと漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業費というのがありますけども、どう違うのか、内容を教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、国の事業名称変更に伴う旧事業からの組替えでございまして、水産多面的機能発揮対策事業費補助金から事業名称が変更になりまして、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業費補助金のほうに変わっているというような内容となっております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

そこで金額が同じということは、名前が変わったということによろしいのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりで、事業内容につきましては変更はございません。

○7番（竹下泰信君）

予算書の10ページですけれども、歳入の総務費の国庫補助金ですけれども、この説明のところにデジタル田園都市の国家構想交付金ということで540万円ほどマイナスになっています。このデジタル田園都市の国家構想の内容と、この540万円マイナスになった理由について質問をしたいと思います。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

まず、デジタル田園都市国家構想交付金の内容でございますけれども、デジタル技術を活

用することで地方の経済を活性化し、都市と地方の格差を縮める交付金でございます。

マイナスの理由でございますけれども、その下の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）、令和6年度の国の補正予算でこちらのほうが創設されまして、今後はこのデジタル田園都市国家構想交付金がこちらのほうに移行するというところで、全額540万円をマイナスにしておりまして、その分に関わるものについてはその下のほうの先ほど申し上げました第2世代交付金に移っていくというような内容でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

デジタル田園都市については下のほうに変わっていくということですが、このデジタル田園都市の国家構想につきまして、太良町における具体的な事業内容についてはどういう事業内容になっているかお尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

内容は3つでございますけれども、1つ目がJ-クレジット創出事業、2つ目が木育キャラバン事業、3つ目がその他の事業ということで、今鹿島と太良でしておりますSDGs推進協議会で行っている事業、この3種類でございます。

○6番（待永るい子君）

その次のページですかね、小学校の補助金ということで、別室における学校生活支援事業費の補助金というのが入っておりますけれども、この別室における学校生活支援事業についてお伺いをしたいと思います。

近年の教育においては、生徒の状況を把握し、個別ニーズに合わせた支援をしないといけないというふうに書いてあったんですけれども、これは別室における小学校生活支援、どのような内容なのかということと、それから補助金が出るということは国の施策だと思いますので、国の施策だったら専門家をきちんと割り当てて、学校のほうにそういう専門家を置くのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、この別室における学校生活支援事業の具体的な内容ですが、生活改善支援、それと学習支援、それと他者とのコミュニケーション支援などを行うこととしております。

それと、専門家の配置ですが、1名その教室に常駐させることが条件となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

その専門員がきちんとした資格を持った方なのかどうかということと、それから心と体

の問題があるということをお勉強したら書いてあったんですけれども、まず体のほうから予防策のところ、体にまず異変が、発熱とか頭痛とか腹痛、吐き気、食欲不振、それから倦怠感とか目まいとか、そういうのが出てきて、そしてその次に不眠とか無気力とかいらいらとか集中力の低下とか、それから鬱感ですかね、そういうのが出てくるというふうに書いてあったんですけれども、心と体の両方が原因でそういうふうにご子供たちになってしまうということで、専門の病院との連携というのは取られるのかどうか、その辺のこともお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、その資格ですけれども、特に専門的な資格は必要とありませんで、今回の場合は多良小学校の既存の特別支援教育支援員さんを充てるようにしております。それと、当然研修を実施していく予定でございます。県のほうで研修会が開催されますので、その辺の研修を受けて知識を吸収していただけたらと思っております。

それと、今のところ病院との連携はしていませんけれども、必要とあれば当然しなくてはいいませんが、今のところ対象となるご子供さんは教室の中で落ち着きがないといった兆候が見られますので、まずはその特別支援教育支援員さんと一緒に別室でクールダウンさせて、可能ならばまた教室に戻って、集団の中で勉強をしていただくという形になると思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

じゃあ最後に予防策と、それから将来についての考え方についてお伺いをしたいと思えます。

これははじめもそうだけど、第一番は子供たちが学校に来るためには魅力的な学校をつくらないといけないという、そういうことが書いてありました。例えば、子供のいいところを積極的に褒めているとか、子供の活動の場を設定しているとか、それから自己有用感や自己存在感を育む活動を取り入れているかというのがあって、なかなか難しいと思えますけれども、その目標値なり、学校で取組の完成度というんですかね、どんだけという、そういうのを数字にしながら取組んであるのか。予防策というのも大事だと思うので、新しい学校という場でなじめないというか、そういうことがないような予防策と、それから一人一人に対して丁寧にその子供に合わせて取組をしているんですけれども、子供たちが社会に出たとき一人で生きていけるのかなというのが今すごく不安なんです。目の前は一つ一つそういうふうにして取組んでいるけれども、果たして大きな社会に出たときに子供たちが自立してやっていけるのかなと。そこまでのことを考えながら教育していかないといけないのかなと思えますので、その予防策と将来に対する考え方というか、その辺のところをお伺いし

たいと思います。

○教育長（岡 陽子君）

お答えいたします。

予防策ということですが、日常の子供たちの生活、学校生活を楽しく過ごすという、そこが最も重要だと思います。それから、自分が生活している地域に愛着を持って生き生きと生活できる、そういうことが重要だと捉えております。太良町の教育の今年度の重点プランの中に太良町豊かな人間力育成事業というのがございまして、ここでは特別支援教育支援員さんたち、あるいはコーディネーターを中心にして校内体制を整えるというふうなことを各学校、取組を進めております。また、いじめなどで苦しんだりする子がいないように、夏休みには長期休業中の職員研修としていじめの避難訓練などもやっていきたいと思っております。

それと、もう一つはふるさとに愛着と誇りを持つ児童・生徒育成事業ということで、様々な社会教育課でやっているきらりパークもそうですし、町民の方々からたくさんの支援をいただきながら、学校の中でも地域の方と触れ合いながら、教室の中の学習だけではなくて、楽しみながら自然に楽しんだり、それから人との関わりを楽しんだりする、そういう学習をかなり取り込んでやっているところでございます。そういったものが一つの予防策になるかと思っております。また、発達障害に関わるような子供たちについては、町のほうでも支援会議をずっと行いながら、必要であれば専門家に受診していただくような、そういうお話もさせていただきながら、学校と教育委員会が連携してやっているところでございます。魅力的な学校づくりはそういったところからスタートするかなと思っております。

将来の展望としましては、そういった一人一人に対する教育、それはもう本当に一人一人の担任の先生、あるいは学校の一人一人の教員が子供たちにどう対するかということで、先生自身がしっかりとした力をつけて子供たちと対していく。将来必要な力をつけるということもございまして、今回の一般質問にもございましたが、AIをはじめ、Society 5.0の時代に対応できる児童・生徒の育成や国際的なコミュニケーション能力を高めるといった、片方ではそういった時代に即した教育も進めているところでございます。

全体的に子供たちの豊かな体験を多くしていきたいというふうに進めているところでございます。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

22ページの委託料の木育キャラバン、社会教育課のほうからこちらのほうに来ているということで、事業も子育て支援課のほうでされるということになってはいますが、内容とか規模とか、あと時期とか、それはこれまでと同じようにされるのか、それとも何か子育て支援課ならではのものをまたくっつけてされる予定なのか、その辺が分かればお願いします。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

今年度の木育キャラバンの事業に関しましては、当初と同じ規模で開催を予定しております。ちなみに、11月に開催をする予定となっております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

11月ということで、多分去年は国スポがあった関係で冬にされたんかなと思って、時期が寒かったのも気にはしていたので、それでよかったです。

じゃあまだないかもしれませんが、された後のそういった遊びだったりというのも少し子育て支援課の中で取り入れたりとかという、そういう構想というはあるんでしょうか、今のところ。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

今年度また開催させていただいて、その中でいろいろな意見等が出てくると思いますので、またそれをフィードバックっていいですか、取り入れて次の政策に向けて作っていきたいとは思っております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の16ページ、総務管理費の中の地域おこし協力隊員活動費等補助金ということで、16ページにも上がってますけれど、35ページにも地域おこし協力隊員報酬ということで116万3,000円上がっております。

まず、この地域おこし協力隊員を多分どこかの時点で募集して、何の事業に地域おこし協力隊員を使う予定なのか、それから教えていただけますか。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

地域おこし協力隊の経費を今回補正をお願いしておりますけれども、16ページのほうにつきましても、総務管理費ということでうちのほうで計上しておりますけれども、地域おこし協力隊の活動に要するものを上げております。

35ページの分につきましては、学校教育課のほうで今回事業を上げられておりまして、会計年度任用職員さんの分につきましてはこの学校予算で計上をしているところでございます。

（「何の事業よ」と呼ぶ者あり）

事業につきましては学校教育課のほうで答弁をお願いしたいと思っております。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

この地域おこし協力隊については、学校教育課のほうで手を挙げておりまして、一応内容的には太良町こども未来発見塾というのを考えております。その協力隊の方にはまず1年目に調査、計画立案を行っていただきまして、子供たちの学びに関するニーズとかの調査を行い、それと保護者とか地域住民、学校関係者等のヒアリングを通じて基本構想を作成していただくと。その後、2年目以降になりましたら、できるものから順次運用とか運営を図っていければなという感じで予算計上をしているところでございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

そうしましたら、今回その報酬ということで116万3,000円ですか、上がってますけど、その方はいつからいつまでの期間なんですか、今年度に関しては。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

この議会で議決いただきましたらすぐ公募の受付に入りまして、順調にいったら9月からの採用を予定しております。

以上です。

○8番（田川 浩君）

9月からの採用を予定しているということでしたけど、ということはこの議会が終わったらずぐ公募に入られるということですよ。公募というのはどういったエリアのどういった方を募集をしていくつもりなのか、これは一番大事なところです。協力隊、ほかの市町さんはほとんどやっておられますけど、そこが一番大事ですよ。そこで失敗したらもうこけますからね。そこを一番注意してやってもらいたいと思いますけど、そこら辺については今のところはどいういったつもりで募集したいと思うか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、募集につきましてはハローワークはもちろんのことですけれども、国、県で協力隊専用のページがありますので、そこら辺で3大都市圏、関東、関西、中部、その辺をターゲットに広く募集をかけていきたいと思っております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

先ほどから話があつてますように、地域おこし協力隊員の報酬につきましては116万3,000円ということで、35ページのほうにも書いてありますように、会計年度任用職員の報酬をしているということで充ててあります。先ほどから話があつてますように、非常に処遇関係が低いんじゃないかなろうかというふうに思っているんですよ。その報酬に応じた業務というか、業務に応じた報酬というか、そういうところが大事ではなかろうかというふうには思

ってますし、先ほど田川議員のほうからもありましたように、募集するときに一番大事ではなかろうかというふうには思ってますので、もう少しこの期末勤勉手当に関連する人件費を計上してあるということですが、募集されてきた方に対して柔軟性を持たせた対応が必要ではないかと思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

この地域おこし協力隊につきましては、会計年度任用職員さんということで採用をいたしますけれども、ほかのその活動にかかる分につきましては企画政策課のほうで活動費補助金、それと住居につきましては家賃相当分の補助を行って手厚く待遇をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

予算については2本立てでされてますけれども、どちらの予算についてもそういうことで柔軟性を持った対応をぜひお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副町長（毎原哲也君）

ただいまの件につきましては、県のほうから地域おこし協力隊については会計年度任用職員で採用をお願いしたいという意向等も出ておりますので、それに添って募集をかけておるということで御認識をお願いしたいと思います。

○5番（山口一生君）

地域おこし協力隊の件についていろいろ質問があつているので、私も関連なんですけれども、今回この地域おこし協力隊を教育のこども未来発見塾ということの業務に充てるということで、ちなみにこの方はどこに住まわれる予定なんですか。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

実は、住まいについては今、担当課としましては一番頭を痛めているところでございますけれども、今現在町内にあります空き家バンクに登録してある住宅等を利用することを考えておりますけれども、募集するまでには確保をしておく必要があります。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

私も、空き家とか住居関連については以前から調査をしたり実態を把握しようと努めていて、太良町の一番の弱点が単身者向けの住居というのが非常に少ないというのがあります。子育て世代とか、そういったところの複数人で入る住居はあっても、一人で入れる、一人の男性とか一人の女性で入れるところが少なく、そういうのが町の発展を阻害している要因

ではないかなと思っっているところもあります。一人で入れる空き家というのは無理があるので、そういったところで単身用の住居の整備が今後こういった制度を活用する上では必須になってくると思うんですけども、今のお考えというか状況を教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

住宅については以前からお話ししておりますように、もう町での住宅建設は今のところは考えていないと。それで、その対策としては民間事業者の方に補助金を出して、そして取り組んでいただくというふうな考え方でやっております。今も民間の方が既に今年度もまた手を挙げていただいて、4戸というようなことでしていただいております。

ですから、何で私が住宅政策にあまり積極的じゃないのかといえば、いろいろ町外からとか、そういった方だけ限定して募集をかければ、町内の方から何で町内の者を優先してくれんとかとか、町内の方を優先したとなれば核家族化を進めるようなことにならんとも限らなわけですよ、今の状態がそういったこともありますので。ですから、太良町に今民間の住宅もしてもらえないというのはいろいろな要因があるかと思います。うちが造った、例えばPFIでしたパレット、あそこら辺も家賃は3万5,000円なんですよ。あがん安くして、民間の方が幾ら太良町から補助金をもろうたけんって、造りには来んって思うわけですよ。ですから、うちで造ったとすれば、またその家賃を基準にしながら募集をかけんばいかんと。そしたら、ぱっと来ると私は思うんですよ。しかし、そういったことで本当にいいのかなという思いもありますので、今後の住宅政策については民間を活用しながら、またうちの町有地あたりを利用してそこに宅地造成をしながら、1戸でも2戸でも自分たちで対策をしよう。

そして、そういったことで、例えば今の話の地域おこし協力隊については、うちのほうで確保をしてやらんと、募集をかけるわけにもいきませんので、そこら辺はうちの今の住宅あたりが空いたからすぐ募集じゃなくて、いろんな事業が出てくるから、そこら辺は余裕を持って、こういう事業が出てきた場合のためにも一、二戸ぐらいの空きは空けていく必要があるんじゃないかなというようなことで今、話はしているところでございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

その個別の住宅の建設というのが今回の案件については間に合う要素はないと思うんですけども、今後検討していく中で、例えば空き家をシェアハウスのような複数人でシェアするような形態でリフォームをすとか、もう一つ最悪もう町長の家ホームステイするしかないかなと思うんですけども、間に合わない場合はですね。そのぐらい人を受け入れるというのは大変なことだと思うんですけども、そういったホームステイで最悪受け入れる気持ちがあるのか、そこだけ教えていただきたいなと思うんですけども。

○町長（永淵孝幸君）

例えば、空き家を改造しても、1人空きがあったから紹介したら、あまりにも広過ぎると、そして自分で住むにはこういうところじゃ怖いとかという話もありました。ですから、今民間の方が空き家をうまく改築しながら取り組んでいただいております。そこにも助成はしておりますけれども、そういったことで手を挙げた方がここは住みやすいねっていったことでやってもらえれば助かるんですけど、なかなか空き家というのは昔ながらの空き家だったり、広過ぎたりとか、遠いところにあるとか、いろんなこともあります。本当は住宅を造るのが一番いいんですけどね。しかし、財政的なことを考え、将来のことを考え、私はそこまで踏み込めないでいるというふうな状況でございます。悩ましいところなんですよ。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今の質問に関連して、例えば今、空き家バンクがあるじゃなかですか。なかなか借手がいなかったり、いろいろ問題はあるばってん、その中を町が都会のごと、シェアハウスじゃなかどん、例えば入り口を一緒にして、中身ば四、五人でも入られるごと、一人分は今、結構テレビであったりなんかしよるじゃなかですか。そういう状況ば、山口君の質問じゃなかけど、そういうとこがあれば一人でもいいんですよというようなことで、気が合えばずっと、造り方というのもテレビを見よって分からんですけれども、そがんやって何人かで今結構住まれたりなんかして、都会は賃金が高かったりなんかするけんですな、そういう状況で住まれたりなんかしよっとですけれども、そういう状況が太良町の1軒ぐらいはそういうのを造って、受入れのでくるような状況ばつくれば、二、三人などがんかするけど、そういうとにも入る人もおるとじゃなかかなという気がせんでもなかつですけれども、そういう状況をつくればどがんかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

もうその案も本当に一つあろうかと思えます。町がその空き家を借りるとは難しいから、買い上げるとかという方法もあろうかと思うんですよ。そういったことで改造をして、そこにシェアハウスのことで若者が単身で来られた方がそうやって住んでもらう方法もあろうかと思えます。ですから、そこら辺は場所とか、その地主さんとか、いろいろな話をしながら、そういったことができればなと思っておりますので、検討はさせていただきます。検討したいと思えます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

せっかくこの機会に1軒ぐらいは、例えば赤字になったりなんかしたってよかじゃなかですか。そういうとがあるとないは全然違うわけでしょ。もう都会ではそれが普通になつてごたつ状況ですので、太良町ではぎゃんしてケアハウスば造ったばい、1軒ぐらいはっていつて、PRにもなりやせんですか。そういうとこを1軒ぐらい、無駄金を使つても結構じ

やなかかなと私は思うとやけど、ぜひそういう状況ばつくっていただければ、そういういろんな協力隊にせろ何にせろ、いろいろ太良町に関係ある人たちも1人でも2人でも入っていただければ幸いかと思うけんですよ、ぜひ検討してみてください。せっかくなら思い切ってきれいかハウスを。

○町長（永淵孝幸君）

その空き家も改造も検討してまいります。そして、せんだってある職場の方から太良町で自分のところの従業員の住宅を造ってくれんかって、それはあんたが造ってくださいというふうなことで言いました。その分補助は出しますと。自分たちも自分のところの従業員が必要とあれば、本当にそこまでして、例えば従業員が5名おればプラスアルファ2名ぐらいしてもらって、そして町の住宅政策にも協力してくれというようなしてくれんのですかというふうなこともやっておりますので、今後はその辺、民間の方の力を借りながら、そして今議員が言われるように空き家も活用しながら太良町の住宅政策も考えてまいりたいと、このように思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

まあ町長が考えるということですので、その企業も何でも一緒ですけども、そこに金がかかるわけですね、民間、民間って言えば、あいどん例えば、ああいうのを町が1件ぐらい、四、五人でもしていただければ、民間の人が2人入れたい、また町に関係した人たちが入ってきたりした場合に即使えるではないですか。確かに幾らか金にかかると思いますけれども、その分な太良町がいかにかPRして、入れるかどうかですからですね。

そして、民間の人たちが、海外でもしかり、雇用を受け入れる人もすぐさって探すともなかなか簡単にはいかんやった部分もあるし、1人とか2人ぐらいなかなかほら、今町長が言うごと、住みにくかったり、一人は寂しかったりという部分もあるけんですよ、1件ぐらい町が思い切ってそういう場ば設けていただければ、民間の人たちも喜ぶとやなかかなと思うとですけど。ぜひ検討していただければ。答弁要りませんから。

○1番（大鋸美里君）

42ページの体育施設費の備品購入のところ、B & G海洋センターの体育館用の備品111万円ですね。スポットクーラーを4台を購入されるということで、今の体育館の現状と、このスポットクーラーを入れたときの室内はどんな感じになることを想定しているのかをお尋ねします。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、今の体育館の状況ですけども、夏場になりましたらかなり高温で、40度近い中で子供たちは頑張っている状況でございます。今回、B & G体育館にスポットクーラー4台を

導入しますけれども、部屋全体を冷やすような能力は残念ながらありません。活動の途中でちょっとクールダウンする場合、自分のクーラーの周りに来ていただいてクールダウンするような形で運用を考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今おっしゃられたように、今1台ですかね、お借りして柔道のほうで使っているという現状で、私も体育館には行くんですが、本当にもう40度超えの中で子供たちが練習をしているという、それがあってもなかなかあるのかないのか分からないという感じもあったりですね。でも、休憩中には子供たちがちゃんと来て、それであと後ろから大きな扇風機で今風を送っているという状況ですが、室内が41度以上に上がるので、どうしてもその風だけでは生ぬるい風がただ当たるというだけで、そういった現状でしたので、今度4台また入れていただけるということで、使い方は今までどおりだったりするかと思うんですけども、時間帯とかも調整しながらはされている現状ではありますので、要はその辺の管理とか、今までどおりそこに置いておいて申込みをして使うという状況でよかったのか、それとも全部をその場で、柔道場だけで使えるのか、それとも半分にして向こうの体育館のほうで分けて使うのか、どういうふうにしていくのかを教えてください。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

基本的には体育館2台、武道場2台という形で運用していきたいと考えてますけれども、スポットクーラーについては移動式でキャスターがついてますんで、どこにでも移動することができますので、それぞれ今日は体育館での利用がない場合は、例えば武道場に3台持っていく、4台持っていくような運用で実施したいと考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

じゃあ今後使って、様子を見て、ひょっとしたらまた対策を講ずる可能性もあるということではよろしいですか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、このスポットクーラーで体育館全体を冷やす能力はございません。今後、またこれを4台で利用した後、全体的に冷やすような冷房施設の導入を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

37ページ、38ページのところで質問なんですけれども、学校業務員が小学校のほうは報酬

が32万8,000円のマイナスで計上されておりまして、中学校のほうは今度は13万8,000円のプラスで計上されておりますけれども、どうしてこのようなマイナスとプラスが生じるのかということと、4校あって4人学校業務員さんがいらっしゃると思いますけれども、お仕事の内容はそれぞれ学校によって違うのか。基本的なものは同じだと思うんですけども、その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

小学校と中学校で学校業務員の報酬の片方は減額、片方は増額ということでございますけれども、令和6年度、大浦中学校の業務員の方が6年度一杯で退職されまして、新たに新規で業務員さんを雇ったんですけれども、御存じのとおり、大浦中学校は敷地が広くて、多分新しく採用された業務員さんでは無理かなということで、多良小学校の業務員さんが長くされてますので、もともと中学校にもおられましたので、長く学校業務員をされていた方を大浦中学校に異動させまして、新規採用を多良小学校に配置したため、このような中学校費が増え、小学校費が減るという状況になっております。そうですね、経験年数で違いますので、そういうことでございます。

それと、業務内容ですけども、基本的には校内、校外の清掃、見回り、戸締まりですけども、さらに学校でいえば大浦中学校は特に敷地が広くて、草払い業務がかなりの業務量になっているというところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それと、同じく報酬として小学校の特別支援教育支援員さんが21万1,000円のマイナスで、中学校は3万5,000円のマイナスというふうになっておりますけれども、この報酬というのがどういう対価というんですかね、1時間につきとか1日につきとか、そういう感じの計算なのか、それを教えていただきたいんですけど。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

給与体系につきましては、パートタイムの月額制となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

そしたら、その特別支援員さんの日数が少ないということでもいいんですかね。ということは、その支援の対象の生徒が少ないというか、そういう考え方でいいんでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

単純に小学校の特別支援教育支援員さんは今8名です。中学校の支援員さんにつきまして

は3名ということで、この差で減額の差が出ていると思います。

以上です。

○5番（山口一生君）

31ページにタララボの高圧受電設備改修工事213万円というのがあって、こちらの内容について教えてください。

○商工観光課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

タララボ施設が令和5年7月末で閉館しまして、8月から電気系統を全部停止をしていた状態でございます。令和6年5月から一部タクシーの待機場ということで、低圧、省電力での電気を使用しておりました。ここは一応高圧での契約でしていたわけですが、通電をしていない状態が長く続いた状況により、不具合が生じたことにより、この改修工事を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

今後の利活用も想定して高圧での修理を今回されると思うんですけども、このタララボは以前しおまねきということで、非常に町もかなりの金額の投資をしていて、活用については相当悩ましいというところだと思います。しかも、町民さんからの関心も異常に高く、あそこをどうするのかみたいなのもう3日に1回ぐらい聞くことがあって、3日に1回は言い過ぎですけども、結構聞きます。今後、どういうふうに使われるのか、今考えられていることを教えてもらってもいいですか。

○商工観光課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

まず、前段の高圧の件でございますけれども、先日の全協で説明した折に多数の議員様から御指摘を受けました。その後、電気事業者のほうに施設の関係図書を示し、それを基に消費電力量を積算をしております。その結果、大きな電力を要する機器であるものは各部屋に8台ほどクーラーがございます。それと、冷凍冷蔵庫が3基、あの施設内でございます。そこが一番大きな電力を消費する施設だということで、そこを重点に電気事業者さんに積算してもらった結果、そこが大きなエアコンとか冷凍冷蔵庫で合計で33キロワットということが判明いたしました。

子育て世代で今後使うような構想を持っておりまして、今後その施設で使用していく電力について電気事業者からのアドバイスをいただき、また子育て支援課とも再度協議を行いました結果、低圧電力で契約可能な電力はそのリミットが50キロワットというのがございます。50キロワットを超えたら高圧の契約を結んだほうがいいと。それ以内だったら低圧で大丈夫だろうという、そのラインがありますけども、今回調査しました機器に対する電力見込み

量をそういう大きな機器で算定しますと33キロワット数であることから、50キロの上限まではまだ余裕があるだろうということで、低圧契約でも十分な電力使用ができるのではないかとこの結論を子育て支援課とも確認を行ったところでございます。

よって、当初の計画では高圧契約で改修を行うこととしておりましたけれども、議員の皆様からの御指摘のとおり、今後の施設の利用形態を鑑み、低圧電力による契約に変更することといたしました。施設の再利用に当たりまして、細部までの想定ができないまま安易に高圧電力利用での継続を考えていたことは、今のところ反省をしているところでございます。この場をお借りしましておわび申し上げます。

なお、低圧につきましては約50万円程度前後だということで、事業者さんのほうから伺いをしております。

なお、この高圧の撤去に対する経費はそこには含まれてないということで、この撤去に対するタイミングは今すぐするのか、後日するのかというのはきれいに定まっていないので、そこは行政の考え方だけということでお伺いをしてしております。つきましては、補正額としましては今回213万円ということで計上しておりますけれども、実際の改修工事は低圧変更工事としてなるべく経費をかけないで執行していきたいと思っておりますので、この点御理解のほど、御了承をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2点目の今後の活用方法ですけれども、昨年10月に一応この民間活力による公募をいたしました。現説を行い、最終申込みが1件ございましたけれども、審査の結果、不採択となり、年末から年始にかけてこの後の活用状況を検討しました結果、行政で活用していくことの方角を出し、そういったことで上司の方角性も確認をしたところ、今後子育て世代の交流の場として活用していくほうがいいのではないかとこの結論に至って、新年度機構改革もあり、今後子育て支援課による子育ての世代の活用、交流の場ということで動き出す計画でおります。

なお、今後の事業につきましては今、担当課のほうで練り上げているものだと思いますので、状況は以上でございます。

○5番（山口一生君）

詳細な説明ありがとうございました。

この実態を調べていただいて、方向転換するというのは本当に大変だったと思います。ありがとうございます。

それで、今後子育て世代の集まれる場ということで今検討をされているということなんですけれども、実際こちらの建物に対して補助金が投入されていると思います。その補助金が造るときはありがたかったと思うんですけども、いろんな諸条件とか要件が縛りがあって、それをクリアしながら、例えば行政の建物として活用するというのは、今後も限定的な用途に縛られてくるのかなというのが想定をされます。実際、補助金をもらっているがゆえにク

リアしなければいけない要件というのは、今整理されている段階でこういったものがあるんでしょうか。

○商工観光課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

確認ですけども、今タララボの件についてということによろしいでしょうか。

設立当時に2本のそういう補助金ないし起債を活用しているところがございます。1本は木を見せる林業関係の補助金ということで、林業振興補助金をいただいている部分と、もう一つ過疎債ということで起債ですね、借入れの分を活用した財源を組み合わせただけでございます。今後、その辺の償還年数とか、そういったところの縛りがまだ2年ほど起債につきまちはあります。補助金についても約8年間ぐらいがまだそういった審査の対象となっておりますので、期限についてはそういったまだ残りの期限がある状況でございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

この縛りになっている2本ある中で、木を見せる林業関係の振興の補助金というのが、実際に入場者数とか、そういった縛りを生み出してる要因かなと思います。

もう一件の過疎債については、過疎債を受けるために認定するもろもろの条件というのはあると思うんですけども、例えばこの林業振興系の補助金を国もしくはもらった先に2回やって、実際かなり厳しいと、立地とか、本当にいろんなことを試して、いろんな方に頑張ってもらってるんですけども、どうしてもこの要件をクリアしながら、町で有効活用するのが正直難しいですということを正直に訴えたら、なんか道が開けるような感じもします。

例えば、私が国の担当者で、太良町から来ましたと。別にほかに不正なことをしてるわけでもないし、これまで受け取った、渡した補助金について、何か不正なことをした記録もなく、今まで誠実にずっと対応している町が今回これに関してはもうざっといかに。何とか譲歩をできるような、緩和できるような方法がないかというのを一度相談されてみたほうが、今後、本当に頭が痛い状態から少し軸足をずらせる状況がつかれるのかなと思うんですけども、そこは交渉上手な町長がどうですかね、そのあたり交渉できないですかね。

○町長（永淵孝幸君）

今後はそういったところの交渉をしていかなきゃいけない分が出てくると思います。山口議員みたいにこちらの窮状を訴えて理解してもらおう人ばかりだったらいいんですけども、建前だけというふうなことで話をされる場合もあります。

しかし、先ほど担当課長が言いましたように、今後子育て支援というふうな形での利用をというふうなことで、実は私から書きました。そういうものをつくるとか、何か要るところからして、ああもう合挽けんまた引き上げるとかになれば、もうこれは駄目だと。だから、今後、木育キャラバンとか、そういった形でいろいろな木を使った形での子供たちの遊び場

というようなことをしていますので、農林関係の林業関係でもろうた分についてはあまり問題ないのかなという感じはしております。そこはしっかり県のほうとも話をしながら、補助金返還につながらないようなことはしていかなきゃいけないと。

ただ、もう一つ、過疎債のほうが問題なんですね。ものをつくるというふうなことでの起債、借入れをしているわけですから、そこら辺がネックかなというところで、担当のほうも大分頭を痛めております。しかし、そこにも先ほど来大鋸議員のほうに話があってありましたけれども、木育キャラバンの中で木を使ったおもちゃを作って、そしてやっていくというふうな話で、そこら辺が何かこじつけ的になるかも分かりませんが、御理解いただくようなことに持っていければいいけどなというふうなことで、今本当に担当課は頭を痛めておりますので、そこでも私も一緒になって上のほうにも相談をしながら取り組んでいくと。

今、木育キャラバンで子供たちが遊び場がないとか、いろいろ話の中で木育キャラバンを通じてそこに子供たちが集まり、そして遊ぶと。あそこだったら雨も寒い日も暑い日も安全ですので、そしてそこにはちょっとした厨房もありますので、できればそこにお母さんたちも一緒になって、子供だけじゃなくてじいちゃん、ばあちゃんも来て、何か食事とかを作って、子供たちと一緒にやってみるとか、そこら辺が全てがかなえばいいんですけども、一応今のところはそういう思いをしながら関係者で協議をさせていただいているところでございます。とにかく、補助金返還とか、起債対象から外れないような努力はしていかにやいかんと、このように思っております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第40号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹下議員の質問に答弁漏れがありましたので、答弁を許可します。

○総務課長（津岡徳康君）

答弁漏れがありましたので、今答弁をさせていただきます。

議案第32号の9ページのところの下のほうの備考のところを書いてあります第29条に規定する会計年度任用職員を除くという記載について、この第29条に規定するものとは何かというような御質問でございました。

これにつきましては、条例のほうでこの条例の規定に関わらず、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与はこの給料表は使わなくていいよというような表現でございます。つまり、この給料表というのは行政職給料表の1級職員を基礎に決めていますので、例えば会計年度任用職員で事務職員ではなくて何らかの技術職の方を雇用するような場合はこの給料表は適用せずに、町長が類似の業務に関する給料表等を見て、別途定めることができるというような内容でございます。

以上でございます。

日程第12 議案第41号

○議長（江口孝二君）

日程第12. 議案第41号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第41号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第42号

○議長（江口孝二君）

日程第13. 議案第42号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）につ

いてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第42号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第43号

○議長（江口孝二君）

日程第14. 議案第43号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第43号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第44号

○議長（江口孝二君）

日程第15. 議案第44号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議

題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第44号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 閉会中の付託事件について

○議長（江口孝二君）

日程第16. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（江口孝二君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

お諮りします。ただいま配布いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（江口孝二君）

追加日程第1. 議案の上程。

町長提案の議案第45号、第46号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第45号は、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、投開票に従事する特別職の報酬日額を改正するものであります。

次に、議案第46号は、令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、補正後の予算総額を89億7,942万8,000円とするものであります。

歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

参議院議員選挙費の投票管理者等報酬10万円は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本年7月に施行予定の参議院議員選挙に係る投票管理者等の報酬として、当初予算との差額分を計上しております。財源につきましては、6ページの参議院議員選挙費委託金及び財政調整基金繰入金で調整しております。

今回の補正は、国の法律改正に伴うもので、国会での法案議決に時間を要したことにより、6日の開会日に上程できなかったため、本日追加議案として提案するものであります。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第45号

○議長（江口孝二君）

追加日程第2. 議案第45号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第45号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第3 議案第46号

○議長（江口孝二君）

追加日程第3. 議案第46号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第46号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。これをもちまして令和7年第2回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則

署名議員 坂 口 久 信